

防犯カメラ付自動販売機設置事業者募集要項

1 目的

この要項は、地域の安心・安全を見守る防犯活動を推進するため、市内に防犯カメラを搭載した清涼飲料水自動販売機を設置するに当たり、その設置事業者を公募型プロポーザル方式（提案型方式）により選定するための必要な手続き等について定めるものである。

2 本募集において適用する自動販売機設置等に係る要件

(1) 設置場所及び設置台数

ア 設置場所

岩国市中津町一丁目 5 番地内

楠中津線ポケットパーク（令和 8 年 4 月以降供用開始、時期未定）

別紙設置箇所図のとおり

イ 設置台数

1 台

(2) 設置の許可

都市公園法第 5 条第 1 項の規定に基づき、公園施設設置の許可を行う。また、施設使用料については、岩国市都市公園条例（平成 18 年条例第 234 号）の規定に基づき決定する。

設置許可面積	設置する自動販売機及び空容器回収箱等の床面専用面積（1 平方メートル未満端数切り上げ）
設置許可日	令和 8 年 4 月 1 日（予定）※但、設置は楠中津線供用開始後とする。
設置許可期間	初年度は、使用許可日から令和 9 年 3 月 31 日まで。以後、毎年度、期間満了時に改めて使用を更新する。
使用料（年額）	都市公園法、岩国市都市公園条例、岩国市都市公園条例施行規則に基づき決定。 ※使用料の算定にあたっては、固定資産の評価額を参考に算出する。
電気料	自動販売機設置事業者の負担
売上手数料	売上金の使途から判断する。

(3) 設置の条件

① 自動販売機に係るもの

ア 販売価格は、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。

イ 酒類及び飲料品以外のものを販売しないこと。容器は密閉式でなければならぬ（カップ式は不可）。

ウ 設置台数 1 機につき 1 台以上の空容器回収箱を設置し、定期的に回収すること。

- エ インターロッキングを剥がさず、設置すること
- オ 転倒防止対策を施すこと。
- カ 自動販売機に防犯カメラ機能を搭載していること。
- キ 故障、問い合わせ及び苦情（販売品を含む）については設置事業者の責において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

② 防犯カメラに係るもの

- ア 防犯目的に適した鮮明な映像を確保するため、200万画素以上の解像度を有すること。
- イ 夜間や低照度環境においても撮影可能な赤外線撮影機能（IR）または同等の暗所撮影性能を備えること。
- ウ 防犯カメラを含む自動販売機の保守及び定期点検を徹底すること。
- エ 映像データは、概ね14日以上保存できる容量を確保すること。
- オ 保存方式は、外部からの不正アクセス防止措置が講じられたものとし、データの暗号化等、適切なセキュリティ対策を施すこと。
- カ カメラの設置および運用にあたっては、個人情報保護法その他関係法令を遵守すること。
- キ カメラ作動中である旨を自動販売機に明示すること。

※ただし、以上の事項について、双方協議の上、合意した場合はこの限りではない。

3 応募資格・要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) この公告の日から令和8年2月27日までの間に岩国市物品の調達等に係る指名停止措置要領（平成25年3月27日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 役員等の経営に事実上参加している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する者でないこと。また、役員などが、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められないこと。
- (5) 租税（国税、都道府県税及び市税）の滞納がないこと。
- (6) 市の防犯に関する取組に対し、協働する意志があること。

4 設置者の決定方法

公募型プロポーザル方式とし、参加者から提出される提案書の内容を、市職員で構成する選定委員会において審査し、評価の高い上位1社を設置者に決定する。
なお、同評価により選定が困難な場合、くじ引きにより決定する。

5 提案書の作成

提案書は、名称を「防犯カメラ付自動販売機設置に係る提案書」とし、下記項目を要素として加え作成すること。なお、規格は、A4版とし、様式は自由とする。複数枚の場合は、左肩上1か所綴じとすること。

- (1) 防犯カメラの特徴について
- (2) 取得した映像の管理について
- (3) メンテナンス等について

ア 商品の賞味期限等管理及び補充の対応

イ 自動販売機及び防犯カメラの保守、修理、定期点検及び故障への対応

ウ 自動販売機設置に係る事故などへの対応

- (4) 空容器回収箱の設置と回収頻度について
- (5) 自動販売機の外観

市の景観要望事項への対応について

- (6) その他

ア 市の防犯活動に関する協力可能な事項について

イ 本社、支社又は営業所の所在場所について

ウ 品揃えについて

エ その他設置事業者のセールスポイントについて

6 応募手続き

- (1) 提出期限

令和8年2月27日（金）必着

- (2) 提出場所

「10 関係書類の提出先及び問い合わせ先」のとおり

- (3) 提出書類

ア プロポーザル参加意思表明書（様式1）1部

イ 提案書 7部

ウ 会社概要 7部

エ 設置予定自動販売機及び予定商品のカタログ 7部

- (4) 提出方法 持参、郵送（電信による提出不可）

- (5) 募集に関する質問

別添の質問書（様式2）にて、令和8年2月13日（金）までに提出すること。なお、回答は、令和8年2月20日（金）までに行う。

7 審査結果の通知

選定結果については、3月中旬に書面で通知する。なお、審査結果の詳細については、公表しない。

8 参考データ

楠中津線ポケットパーク

敷地面積 118.48 m²

利用が想定されるシチュエーション

- ・日常の散歩コースの休憩ポイント
- ・買い物帰りの人が荷物を置いて休憩できる場所
- ・地域コミュニティの小さな交流拠点

9 その他

- (1) 提出された書類の返却は行わない。
- (2) 提出書類は、岩国市ホームページの当該募集要項の添付ファイル（様式）を利用すること。
- (3) 選定された事業者とは、本市における防犯に関する連携協定を締結し、本自動販売機の設置にとどまらず、今後の市内各所への段階的な設置拡大も視野に入れている。

10 関係書類の提出先及び問い合わせ先

〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

岩国市市民協働部くらし安心安全課安全対策班

電話番号 0827-29-5018（直通）

FAX 番号 0827-22-2866

メール kurashianshin@city.iwakuni.lg.jp

防犯カメラ付自動販売機設置許可に関する特記事項

1 設置許可期間

1年間、更新あり（更新を希望しない場合は、期間満了の6か月前までに書面により意思表示すること。）

2 使用料・売上手数料の納付

- (1) 使用料は、岩国市都市公園条例及び岩国市都市公園条例施行規則に基づき決定する。
- (2) 売上手数料については、売上金の使途から判断する。

3 設置者の負担する経費

- (1) 自動販売機の設置に関するすべての経費（電子量計子メーターの設置も含む）。
- (2) 電気料金は、実費徴収とし、別途発行する納入通知書により、本市の指定する期日までに、その指定する場所において納付しなければならない。

4 使用上の条件等

(1) 設置許可

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び岩国市財務規則（平成18年規則第52号）第171条第1項、並びに岩国市都市公園条例の規定により、防犯カメラ付自動販売機設置事業者として選定された者から、公園施設設置許可申請書を受理した後、公園施設設置許可証を発行する。

(2) 配置場所

敷地内における自動販売機の具体的な配置場所については施設管理者、選定された業者とともに協議のうえ決定する。

(3) 衛生管理

自動販売機及び空容器回収箱は、常に清潔に保たれるよう適切な管理を行うこと。

(4) 設置許可終了時

自動販売機設置者は、設置許可期間が満了して引き続き使用しないとき、又は設置許可を取り消されたときは、自己の費用で、市が指定する期日までに、設置許可を受けた財産を現状回復し返還しなければならない。

(5) 自動販売機設置に係る関係法令及び本募集要項（特記事項含む）並びに都市公園条例に定める事項を遵守すること。

5 設置上の制限

- (1) 自動販売機設置場所を改变してはならない。
- (2) 自動販売機設置許可を受けた権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

6 設置許可の取消し又は変更

次の各項に該当するときは、設置許可を取消し、又は変更することがある。

- (1) 自動販売機設置者が前号に記載する各項に違反したとき。
- (2) 自動販売機設置者が応募者の資格を失ったとき。

7 損害賠償

自動販売機設置業者は、防犯カメラ付自動販売機の設置等に当たり、市又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任においてその損害を賠償しなければならない。

8 その他

本文に定めのない事項、または疑義が生じた場合には、市担当者と協議のうえ、その指示に従うものとする。